

土壌汚染の調査から対策工事まで総合支援!

土壌汚染対策法による調査および環境サイトアセスメント(自主調査)について
私たち環境調査・分析のエキスパートがお手伝いさせていただきます。

調査



土壌汚染対策法における土地の調査

下記の場合に、当社のような指定調査機関が調査を行います。

- ①有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ②一定規模以上の形質変更の届出による調査命令(第4条)
- ③土壌汚染により健康被害を生じるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

この調査により基準に適合しない場合は、その土地は「指定区域」となり汚染の除去や立入禁止等の措置が必要となります。なお、汚染の除去(土壌の入換え、浄化等)が行われれば、この指定が解除されます。

自主調査

下記の例のように、様々な目的で調査が行われます。

- ①操業する事業場に潜在する環境リスクを適正に把握するため
- ②土地取引における土壌汚染の事前確認
- ③環境ISO取得

土壌汚染対策法による調査と異なり調査方法は限定されておりませんさらに、特定有害物質に指定されていない油分も調査対象となるケースが増えています。



分析



ICP 発光分析



ガスクロマトグラフ質量分析

汚染の疑いがある
汚染が認められる

詳細調査

対策検討

対策工事



浄化作業

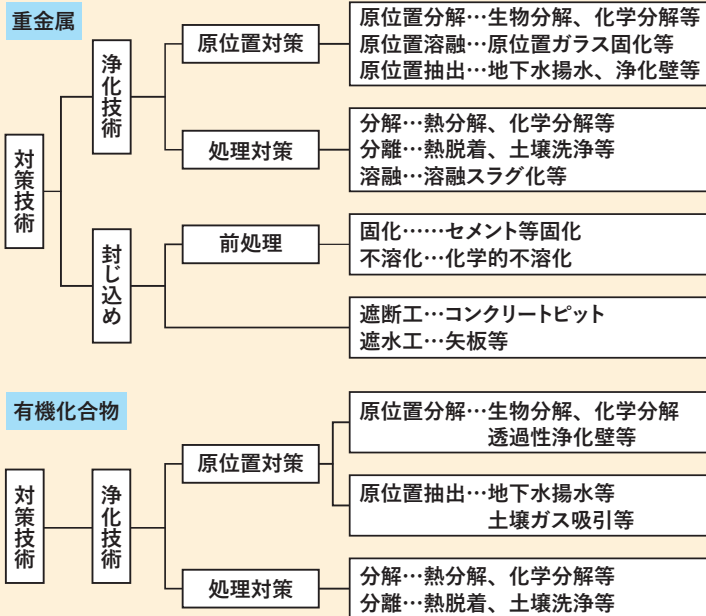
土壌汚染対策法では、対象となる汚染物質を以下のように特定しています。

特定有害物質の種類	<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)		
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること	
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること	
第二種特定有害物質 (重金属等)		
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	土壌 1 kg につきカドミウム 45mg 以下であること
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌 1 kg につき六価クロム 250mg 以下であること
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1 kg につき 遊離シアン 50mg 以下であること
水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005mg 以下であり、 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kg につき水銀 15mg 以下であること
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につきセレン 150mg 以下であること
鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき鉛 150mg 以下であること
砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01mg 以下であること	土壌 1 kg につき砒素 150mg 以下であること
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌 1 kg につきふっ素 4,000mg 以下であること
ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1mg 以下であること	土壌 1 kg につきほう素 4,000mg 以下であること
第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)		
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

※令和2年4月2日に土壌汚染対策施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令14号)が公布され、カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンの基準が改正されました。この施行は令和3年4月1日です。

一般的な対策例 土壌・地下水汚染の調査・予測・対策 (地盤工学会) より引用

調査・分析・解析の結果を受けて、最適な対策をアドバイス致します。



株式会社 土木管理総合試験所 環境部調査課

〒388-8006 長野県長野市篠ノ井御幣川877-1

TEL:026-462-0414 FAX:026-293-4222

DK note(事業紹介・サービス情報)はこちら
<https://service.dksiken.co.jp>

土質調査や環境調査などを手掛ける土木管理総合試験所では、国内最大級の3つのラボを所有し、各種調査やコンクリート構造物の非破壊試験など、お客様の対応範囲拡大をサポートしています。



土質試験 非破壊試験 環境調査 測量 地質調査 物理試験 測量技術 etc.